平成元年仙審第３号
砂利採取運搬船大洋丸運航阻害事件

言渡年月日　平成元年６月１４日
審　判　庁　仙台地方海難審判庁（石原里次、佐々木幸一、大島栄一）
理　事　官　小野寺哲郎

損　　　害
主機冷却清水ポンプ駆動用のチェーンが脱落し救助を求める。

原　　　因
主検の点検整備不十分

主　　　文
　本件運航阻害は、主機冷却清水ポンプ駆動用のチェーンの点検が十分に行われていなかったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　　由
（事実）
船 種 船 名　砂利採取運搬船大洋丸
総 ト ン 数　１４８トン
機関の種類　４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関１個
出　　　力　１６９キロワット

受　審　人　Ａ
職　　　名　機関長
海 技 免 状　六級海技士（機関）免状（旧就業範囲）

事件発生の年月日時刻及び場所
昭和６３年３月３０日午後０時１０分ごろ
宮城県大須埼沖

　大洋丸は、昭和５６年７月に進水した平水区域航行の砂利採取運搬船で、主機としてＢ社が製造した計画回転数毎分４２０のＳ６ＭＢＴ型機関を据付けていたが、同機は、エキスパンションタンクを備えた清水冷却機関で、清水は、自動温度調整弁、清水冷却器、冷却清水ポンプ（以下、清水ポンプという。）、主機、同弁と循環し、冷却海水は船底弁から冷却海水ポンプ（以下、海水ポンプという。）で引かれ、清水冷却器を経て主機用、逆転機用切各潤滑油冷却器に分かれて流れ、船外排出弁へ導かれていた。

清水、海水両ポンプは、いずれもうず巻式で、主機の、右舷船尾側に設置され、清水ポンプのポンプ軸にスプロケットとプーリ、海水ポンプ切ポンプ軸にプーリを取付け、清水ポンプは、主機クランク軸の６番シリンダ船尾側に取付けたスプロケットからチェーン駆動され、海水ポンプは清水ポンプのポンプ軸プーリからベルト駆動されていた。ポンプ駆動用チェーンは長さ約２．４メートルで継手リンクのリンクプレートをクリップで止めて主機と清水ポンプ間のケーシング内に収められており、住吉マリンディーゼル株式会社では同チェーンについて６箇月毎にケーシングののぞき穴から点検し、定期検査工事の際に新替えすることを機関取扱説明書で指導するなどして予備品として完備品１組を支給していた。

受審人Ａは、同６２年３月に行われた定期検査工事の際、ポンプ駆動用チェーンの新替え作業に立会い、同年８月ごろまで１、２箇月毎に同チェーンの点検を行っていたがその後定期的に点検を行わず、同６３年１月大洋丸が岩手県釜石港で作業を行うことになり、検査を受け、臨時航行の許可を得て三重県四日市港から回航することになった際機関長の職を他の者に引き継いで下船し、大洋丸が釜石港での作業を終え、四日市港へ帰ることになって、同年３月２５日乗船したが長途の外洋航行を前にしても同チェーンの点検を行わなかったので、張り調整用スプロケットの支持がゆるんでいること、また、そのゆるみによる横振れでチェーンが摩耗疲労して継手リンク脱落のおそれのあることに気付かなかった。

こうして大洋丸は、船長ＣとＡ受審人との２人が乗り組んで同月２９日釜石港を発し、いったん岩手県大船渡港に寄り、翌３０日午前８時に同港を発し、次の寄港予定地である宮城県鮎川港へ向かったが、途中、清水ポンプ駆動用チェーンの継手リンクがリンクプレートクリップの外れで脱落し、清水、海水両ポンプの運転が止まり、同３０日午後０時１０分ごろ、宮城県大須埼灯台から９２度６海里付近を航行中、船橋の主機異常警報ブザーが鳴った。

当時、天候は晴で風力５の北東風が吹き、海上は波が高かった。

Ａ受審人は、船橋にいて警報を聞き、急いで機関室に下り、主機冷却水圧力計の指度が下がっているのを見て直ちに主機を停止し、引き続き調査を行って、チェーンの切れているのを認めたが、当時、海上がしけ模様であったこと、たまたま近くを漁船が通りかかったことから、同チェーンを予備日中と替えることなく、救助を求め、大洋丸は宮城県女川港に引き付けられた。

（原因）

本件運航阻害は、主機冷却清水ポンプの駆動用チェーンの点検が不十分で、張り調整用スプロケットの支持がゆるんで、運転中にチェーンが横振れして摩耗疲労していたのが気付かれず、外洋航行中、チェーンの継手リンクが脱落し、同ポンプが停止したことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、冷却清水ポンプをチェーン駆動とし、チェーンをケーシングに内蔵している機関の運転に従事する場合、定期的に、また、必要に応じて適宜に駆動装置の点検を行うべきところ、これを怠り、チェーンが横振れして摩耗疲労していることに気付かなかったことは、職務上の過失であり、その所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。